

## 例外状態と民主主義

### State of Exception and Democracy

谷 本 純 一

Junichi TANIMOTO

社会科教育講座

(平成25年9月30日受理)

凡例：数字は全て、引用元の文では漢数字で表記されているものも含めローマ数字に統一した。

はじめに

本稿の目的は、例外状態 (stato di eccezione, state of exception) と民主主義との関連を論じることにある。

自民党改憲草案第21条は1において、表現・結社の自由を規定したのち、次のように規定している (自民党HPより)。

第21条

2. 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

つまり、「公の秩序」の範囲内での結社の自由を保証する、としている。これについての諸批判が存在するが、これは日本のみの問題と言えるだろうか？隣国韓国における国家保安法は言うまでもなく、アメリカ愛国法に代表されるような例外立法が世界中のあらゆる国に存在している。そして、こうした事実をもって、自民党改憲草案を擁護する向きもある。

実際問題、ある国における市民的権利はどのようにして守られるか、この問題の歴史的・理論的分析が必要である。広範な市民的権利規定が無意味化していたソ連憲法と、条文上では市民的権利に法律の留保が認められているにも関わらず世界的にも高レベルの自由民主主義体制をもつカナダ<sup>1</sup>という事例を考えるならば、憲法の文面のみで比較することはできず、また例外状態に関しても、例外状態に関する規定が存在しなかったにも関わらず無数の戒厳令が発令されてきたイタリア王国と、成文法としての非常事態規定が存在するにもかかわらず、現在まで一度も発動されていないドイツ連邦共和国という例が存在する。

言うまでもなく、自民党改憲草案に何の意図も存在していないということではない。むしろ逆である。その「意図」は改憲推進派の「悪意 (あるいは善意)」のみに基くものではない。

前提として考えるべきは、19世紀型国家 = 夜警国家 = 消極国家, 20世紀型国家 = 福祉国家 = 積極国家という視点から脱却する必要があるということである。近代国家が「消極的」であったことなど一度もない。

<sup>1</sup> 1982年憲法別表B第一条  
(カナダにおける権利と自由)

権利及び自由に関するカナダ憲章は、自由かつ民主的な社会において明確に正当化され得る合理性を持ち、かつ、法律で定める制限にのみ服することを条件に、この憲章で規定する権利及び自由を保障する (『調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ⑩ 各国憲法集 (4) カナダ憲法』国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012年3月, 70頁)。

近代における自由民主主義国家と全体主義国家とを完全に断絶したものと考えることはできない。それは一つの理論的誤りである。諸国の例外規定、あるいは実質的例外状態は、民主主義に反するというよりはむしろ、民主主義概念そのものに起因するのではないのか。この点について論じてみたい。

### 1. 例外状態について

問題は複雑である。筆者は以前、自由民主主義政治システムは、基本的には、市民社会と政治社会との分裂状態、すなわち資本主義に適合的なシステムであるということを論じた<sup>2</sup>。しかし同時に、資本主義に基づく近代国家から全体主義が生まれたこともまた事実なのである。であるならば、全体主義体制が、例外的なものであるという視点そのものを再検討する必要があるのではないか？

カール・シュミットは、『政治神学』において、「主権者とは、例外状態にかんして決定をくださる者をいう」と定義し、例外状態が争われるのは、「公共ないし国家の利益、公共の安全および秩序、公共の福祉等々が、どこに存するかについての決定を、紛争時には、だれがくださるのか、ということにかんして」であるとし、そして、「例外事例すなわち現行法規に規定されていない事例は、せいぜいのところ、極度の急迫、国家の存立の危急などとあらわされうるにとどまり、事実在即して規定されることはない」と主張している<sup>3</sup>。

例外状態は法によって具体的事例として論じることが不可能であるということ、それゆえ、例外状態そのものは事実によって、主権者によって決定される、ということになる。典型的な例は戦時体制であろうが、その国が戦争状態にあるかどうかは、例外状態の決定においては決定的意味をもつものではない。

さらに重要なこととして、例外状態は、決して絶対主義的伝統から導き出されたものではないということ指摘しておく必要がある。ジョルジョ・アガンベンは、『例外状態』において、次のように指摘している。「戒厳状態という制度の起源は、1791年7月8日のフランス憲法制定議会が發布した政令にある。憲法制定議会は、軍事的当局と文民的当局がそれぞれの領分で行動する平和状態 (*état de paix*)、文民的当局が軍事的当局と一致して行動すべき戦争状態 (*état de guerre*)、そして、『秩序と国内の治安維持のため文民的当局にあたえられているあらゆる諸機能が、そうした諸機能を自らの排他的責任のもとで行使する軍事的司令官に移行する』戒厳状態 (*état de siège*) とを区別している…戒厳状態のその後の歴史は、それが戦争状況から漸次的に解放されていった歴史である。もともとは戦争状況と結びついたものであった戒厳状態は、国内の無秩序や暴動に直面した治安管理部局の特例的措置として使用されたことで、事実上のあるいは軍事上の戒厳状態から擬制的あるいは政治的な戒厳状態へと転化していったのだ。いずれにせよ、忘れてはならない重要なことは、近代の例外状態は革命的民主主義的な伝統が創り出したものであって、絶対主義的な伝統が創り出したものではなかったということである」<sup>4</sup>。

例外状態の一つの典型とも言えるのは、やはりナチスの例であろう。

「ヒトラーが権力を掌握するやいなや（あるいは、おそらくより正確な言い方をすべきだとすれば、権力が彼に託されるやいなや）、彼は1933年2月28日、ヴァイマル憲法のうちさまざまな個人的自由に関する条項を一時停止する『民族と国家を保護するための緊急令』を公布した。この政令が撤回されることは結局なかった以上、法学的な観点からすれば、第三帝国は全体として12年間にわたって継続した例外状態とみなすことができるのである」<sup>5</sup>。

しかし、重要なことは、ナチスによる例外状態の発令をナチスの本質として理解してもよいのかということである。例外状態の起源が仏革命さなかの1791年に遡ることができるのであれば、例外立法による自由や権利の一時停止は、ナチスにとどまるものではなく、民主主義体制においてもありうるということになる。事実、仏革命から現代にいたるまで、例外状態はほとんどとどまることなく発令されてきた。それは1791年にはじまり、1848年6月に「7月王政が崩壊した直後に憲法制定議会が発したひとつの政令が、パリを戒厳状態下に置き、街に秩序を回復する役割をカヴェニャック将軍に託した」事例、「切迫した危険が

<sup>2</sup> 拙稿「グラムシとリベラル・デモクラシー」東京唯物論研究会『唯物論』第82号、2008年12月所収

<sup>3</sup> シュミット『政治神学』（田中浩、原田武雄訳）未来社、1971年、11～12頁。

<sup>4</sup> Giorgio Aganben, *Stato di eccezione*, Bollati Boringhieri, 2003, p. 14. 上村忠男、中村勝己訳『例外状態』未来社、2007年、14～15頁。

<sup>5</sup> *ibid.*, pp. 10-11. 同上、9頁。

ある場合には、対外的あるいは国内的な安全のためなら、政治的戒厳状態を議会によって（あるいは国家元首によって）布告することができる、と規定した」1849年8月9日の法律<sup>6</sup>、あるいは、恒常的例外状態が出現した第一次世界大戦である。

これらの例は、革命、内乱、戦争といった事態への対応であるということが出来る。では、例外状態は、戦争や内乱といった軍事的な危機に対応するためにのみ発令されるものか？実際には、第一次世界大戦後、軍事的危機を越えて例外状態は発令されてきた。1924年には、フランスのポワンカレ政府は財政分野における全権委任を要求し<sup>7</sup>、ラヴァル政府、人民戦線政府、ダラディエ内閣に至るまで<sup>8</sup>、戦間期フランス政府は議会に対して経済的な例外状態を要求してきた。

第二次世界大戦後においても、例外状態はことあるごとに発令され、あるいは法制化された。イタリア共和国憲法第77条は、次のような規定を持つ。

「政府は、議会の委任なくして、通常法としての有効性をもつ命令を発することはできない。やむを得ない緊急の異常事態において、政府がその責任の下で法の力をもつ暫定措置を講じた場合には、ただちに議会に法律化のためにその措置を提出しなければならず、たとえ議会が解散中であつたとしても、特別召集を行い、5日以内に成立させるものとする」。

しかし、「やむを得ない緊急の異常事態」とは何か？もちろん、具体的に決定することは不可能であろう。この規定は、いわゆる「鉛の時代」において利用されることとなり、「議会は、執行権が布告するさまざまな政令を認可するだけの存在」となり、「法技術的な意味で言えば、イタリア共和国はもはや議会制国家ではなく、政府主導の国家」となった<sup>9</sup>。重要なことは、これがイタリアにとどまるものではないということだ。現代日本においても、これは無関係ではない。いわゆる「有事法」の規定を見てみよう。「有事法」の一つである「武力攻撃事態等におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」は次のような規定を持つ。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

(四以下略)。

ここでは、「武力攻撃」とは「我が国に対する外部からの武力攻撃をいう」と規定されている。これでは、ほとんど「武力攻撃」の定義はなされていないに等しい。

さらに最近の例で考えてみよう。2011年3月11日の東日本大震災ののち、電力使用制限が行われたことは記憶に新しいことである。もちろん、この電力使用制限にも法的規定が存在する。

電気事業法第27条は次のように定める。

経済産業大臣は、電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者からの受電を制限することができる。

ここで言う「公共の利益を阻害するおそれがあると認められるとき」というのは一体どういう事態を言う

<sup>6</sup> *ibid.*, p. 22. 同上, 27頁。

<sup>7</sup> *ibid.*, p. 23. 同上, 29頁。

<sup>8</sup> *ibid.* 同上, 29～30頁。

<sup>9</sup> *ibid.*, p. 28. 同上, 39頁。

のか。実際には個別具体的に列挙することはできないだろう。こうした事態が発生しているか否かの決定は経済産業大臣の専権事項であり、基本的に国会承認は必要ではない。まさに、行政府の発する命令によって、企業がどれだけの電気を使用するかという私的自治原則や経済活動の自由の一部が制限されたのである。

上記二つの法律の例は、まさに「武力攻撃」や「電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるとき」という「事実」への対応ということになるのである。

言うまでもなく、実際に「武力攻撃事態」や「電気の需給の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害する」事態が発生しているか否かについては、意見の相違は当然発生する。実際、電力使用制限がそもそも必要なかどうかについても議論が存在した。だから、現実には、特に行政府によって、そうした事態の発生が政治的に決定され、権利の一部が制限されるという事態は、既に発生していたとすることができるのである。

ゆえに、アガンベンの次の警告は非常に教訓的ではないだろうか。

「注目すべきことにも、程度の違いはあれすべての西欧民主主義国において今日進行中のこれと同様の憲法制度の変質は、法学者や政治家たちには完全に自覚されているとしても、市民たちにはまったく気づかれないでいる。西洋の政治的文化は、他のさまざまな文化や伝統に民主主義の教えを垂れようとしたがっているまさにその瞬間に、民主主義の根本原則をまったく見失ってしまったことに気づいていないのである」<sup>10</sup>。

いまや、例外状態が民主主義的なものであるか否かを論じるという次元ではない。例外状態が、近代民主主義とともに存在してきたものである以上、近代民主主義と例外状態との矛盾ではなく、その整合性がどこに存在するのか、一見矛盾するデモクラシーと例外状態とがどのような接点を持つのかを論じる必要があるであろう。そしてそれこそが、近代民主主義と共に歩み、場合によっては近代民主主義そのものを掘り崩してきた例外状態の本質を解明することになるはずである。

## 2. 近代民主主義の特質

例外状態を語る上で重要なことは、近代民主主義の特質を認識することである。近代および現代の民主主義は、単なる、純粋な民主主義ではない。マッシモ・サルヴァドーリは次のように指摘する。

「長い歴史のプロセスの道において普遍的なものにまでなった選挙権の拡大と、自由民主主義における自由主義の展開を伴い、自由主義は民主主義とますます一体化した。民主主義的自由の歴史の普及した一バージョンにおいて、民主主義のための闘争史の歴史の結論は、普通選挙、政治的自由、議会代表制において示される。現実には、こうした民主主義概念は、現代ヨーロッパの歴史において出現した民主主義を伴う特別な意味をその陰に完全に残している」<sup>11</sup>。

現代においては、普通選挙、政治的自由、議会代表制というものが、一般的に「民主主義」であると考えられている。しかし、こうしたものは、あくまでも特殊な類型の民主主義にすぎない。

では、本来、「民主主義」とはいかなるものだったのか。

この言葉は、近代だけ見ても、非常に大きな変遷をたどってきた。バブーフにとっては、「腐敗した資本家的総裁府政府を転覆し、それに代えて、新しい、共同所有の原理のうえにうちたてられた国家を設立する」ことであり、マルクスとエンゲルスにとっては「『プロレタリアートを支配階級へと高めること』は、民主主義をかちとることと同じ」であり、かつ「民主主義と共産主義は、お互いに密接に関係づけられていた」のであり、他方、第一次世界大戦後に成立したドイツ民主党は「共産主義者となにひとつ共通のものをもたないどころか、ドイツ共産党の宿敵であるとたえず自認」していたのであり、そして「たしかによき民主主義者であると自認していたウィルソン大統領は、労働者階級の中でのすべての共産主義者の活動にたいするもっとも鋭い対立者であった」のである<sup>12</sup>。

<sup>10</sup> *ibid.* 同上, 39～40頁。

<sup>11</sup> Massimo L. Salvadori, *Gramsci e il problema storico della democrazia*, Viella, 2007, p. 45.

<sup>12</sup> A・ローゼンベルグ『民主主義と社会主義』（田口富久治・西尾孝明訳）青木書店、1968年、10～11頁。

このように、「民主主義」に関する認識が、近代以降だけでもこれだけの幅があるということは、大文字の「民主主義」について論じても意味がないということを示しているのである。ではなぜ、このようなことが生じたのであろうか？

カナダの政治学者C.B.マクファーソンは、著書『現代世界の民主主義』において、次のように述べている。

「根本的には、民主主義についての混乱は、そもそも民主主義とはどういうことに関するものとされているのかについて、ほんとうの混乱があるからなのである。というのは、民主主義という言葉はこれまで一度ならずその意味を、しかもいろいろな方向に変えてきたからである」<sup>13</sup>。

民主主義は、現代では、あらゆる政治勢力の指導者が、少なくとも言葉の上では肯定的に使う用語である。バーナード・クリックは、サミュエル・ファイナーによって挙げられた、軍事独裁者が自らの体制をどう自称したかを指摘している。すなわち、エジプトのナセルは「大統領的デモクラシー」、パキスタンのアユブ・カーンは「根本的デモクラシー」、インドネシアのスカルノは「誘導的デモクラシー」、スペインのフランコは「有機的デモクラシー」、パラグアイのストロエスネルは「選択的デモクラシー」、ドミニカのトルヒヨは「ネオ・デモクラシー」といった具合である<sup>14</sup>。そして、重要であり、クリック自身も強調していることであるが、「これら6つの『デモクラシー』のうち、大きく分けて3つは、もっぱら武力と恐怖のみを頼りとするほとんど純粋に専制的な体制だったが、それ以外の3つは、少なくともその下で暮らす大多数の人びとからは圧倒的な人気をえていた」<sup>15</sup> ことである。それゆえに、「ある社会もしくはある統治システムを『真の意味で』デモクラシー的であると言うためには、どういう意味でのデモクラシーなのかという限定が必要なのである」<sup>16</sup> ということである。

根本的な点をおさえておこう。統治の原理としての民主主義が、ポジティブなイメージで語られるようになってから、せいぜい1世紀しか経過していない。言うまでもなく、第一次世界大戦におけるアメリカ参戦において、ウィルソンが「民主主義のために戦う」と言う前からである。それ以前は？もちろん、民主主義は少なくとも指導的な人々にとっては、ネガティブなものであった。そこでは民主主義は「悪い言葉」であり、「ひとかどの人物ならだれしも、人民による支配、ないしは人民の大部分の意志に従う統治という、その本来の意味での民主主義は、悪いものである—個人的自由と文明生活の一切の恩恵にとって致命的なものになる—ということを知っていた」<sup>17</sup> のであり、「プラトン、アリストテレスから、18、9世紀にいたる西欧の主要な政治思想の伝統において、民主主義は、それがいやしくも考察されたばあいには、有閑で財産と教養ある諸階級を犠牲とする、無知で無能な貧乏な人々による支配として定義された」<sup>18</sup> のである。

言うまでもなく、1917年以前に、民主主義を掲げた政治指導者が存在しなかったわけではない。ローゼンベルグは、このような、民主主義を掲げた政治指導者として、アメリカのジェファーソンと、フランスのロベスピエールを挙げる。では、なぜこの二人は民主主義的指導者なのか。

プラトンやアリストテレスが、古代アテナイでの民主政をいかに批判したとはいえ、古代民主政は、現代における民主主義を論じるにあたって、一定の教訓を与えていると言える。

一般的に、古代アテナイ民主政における民会に参加できたのは、自由市民たる成人男性のみであり、現代でも参政権から排除されている子どもは別として、自由市民たる女性、奴隷、在留外国人を排除し、排除されていた人々の労働および経済活動に支えられていたということを今更詳しく述べる必要はないだろう。他方、アリストテレスは、「民主制は財産を大してもたずに困っている者が国制の主権者である時に存す

<sup>13</sup> C. B. Macpherson, *The Real World of Democracy*, Clarendon Press, 1966, p. 1. 栗田賢三訳『現代世界の民主主義』岩波新書, 1967年, 2頁。

<sup>14</sup> Bernard Crick, *Democracy: A Very Short Introduction*, Oxford University Press, 2002, pp. 7-8. 添谷育志・金田耕一訳『デモクラシー』岩波書店, 2004年, 12頁。

<sup>15</sup> *ibid.*, p. 8. 同上, 13頁。

<sup>16</sup> *ibid.*, p. 9. 同上, 14頁。

<sup>17</sup> Macpherson, *op. cit.* p. 1. 栗田訳前掲, 2頁。

<sup>18</sup> Macpherson, *The Life and Times of Liberal Democracy*, Oxford University Press, 1977, pp. 9-10. 田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』岩波新書, 1978年, 17頁。

<sup>19</sup> アリストテレス『政治学』(山本光雄訳)岩波文庫, 1961年, 140頁。

る」<sup>19</sup>のものであり、「貧困者が支配しているところでは、それは民主制であるのが必然である」<sup>20</sup>と述べている。一般に、古代アテナイ民主政に参加することのできた自由市民は、現代に比べて等質的であったと言われる。それは事実である。問題は、どのようなレベルにおいて等質的であったかということだ。

実際には、自由市民の間に貧富の差がなかったなどということはない。千葉眞は、「デーモスの政治」たる「デモクラティア」について、2つの意味、つまり、「制度的法的地位としての『市民階級』」と「普通の人々、多数者、貧窮者といういわば社会学的定義としての『民衆』」であると指摘する<sup>21</sup>。言うまでもなく、前者と後者とはイコールではない。

「この自由人から構成される市民団には、実際には伝統的な名門貴族の家柄に属する人々、広大な土地や財産の所有者、鉱山などの産業にたずさわる経営者、さらには職工や職人、小売商、農民や漁師、詩人や芸術家や哲学者や教師などの知識人といった多種多様な人々が、そこに含まれていたことが分かる」<sup>22</sup>。

つまり、アテナイ自由市民は、名門貴族・有産者から知識人や無産者まで、様々な階層の人々によって構成されていたということである。そして、「富裕者はごく例外的に見られただけであり、大多数の民衆は貧窮者」だったのであり、それゆえに、「クセノフォン、プラトン、アリストテレスを含む当時の論者の多くは、『民主政』を『貧窮者による支配』というふうに特徴づける傾向にあった」ということである<sup>23</sup>。

既に触れたように、プラトンやアリストテレスは、実際のアテナイ民主政に批判的であったものの、貧窮者・貧困者による支配を民主政と呼んだ。つまり、プラトンやアリストテレスは、同じ自由市民であっても、内部での富裕者と貧窮者・貧困者との分化においては、利害の対立があったと理解していたと読み取ることが可能だろう。この理念は、後々まで受け継がれたのである。

こうしてみると、先に引用したサルヴァドーリの言及において指摘されていた、普通選挙、政治的自由、議会代表制といったものは、根源的定理からすると、民主政とは直接はいかなる関係も存在しない。むしろ場合によっては矛盾しさえする。この点を、ローゼンベルグから見ておく。

「古代民主主義は、国家において、富裕市民と対抗して貧しい市民の階級的政府をうちたてるという目標を持っていたが、このことはアメリカおよびフランスにおける両方の近代的運動にとっても、まったく完全にあてはまることである」<sup>24</sup>。

ここで注意しなければならないことは、「貧しい市民」は多数であるがゆえに階級的政府を打ち立てるべきだというのではなく、「貧しい」がゆえに階級的政府を打ちたてなければならない、ということである。これを混同すると、古代民主政と現代自由民主主義との間の差異が不明瞭になってしまう（はなはだしくは、両者の差異は奴隷が存在するか否かに集約されてしまう）のである。これは、アリストテレスによる次の指摘からも明白である。

「…どこにおいても富裕者は少数であるが、しかし貧困者は多数であるが故に、『少数であること、或は多数であること』というのは、一方は寡頭制にとって、他方は民主制にとって付随的なことである（それ故またさきあげた『多数少数ということ』は種的差違の原因となることはない）、むしろ民主制と寡頭制とがよって互に相違するところのものは貧と富とである、ということなのである」<sup>25</sup>。

アリストテレスにとって、政体を論じるに当たっては、「数」というものは本質ではない。たとえ富者が多数であり貧者が少数であっても（到底あり得ることではなからうが）、富者が支配すれば寡頭制であり、貧者が支配すれば民主政である。デモクラシーの根本的意味においては、多数決さえその条件ではないのである。

こうしたデモクラシー理解は、近代においても、まったく引き継がれなかったわけではない。アテナイの自由市民内部で存在した貧者と富者との格差は、近代においてもより先鋭に発生するのであり、アメリカ、フランスという、市民革命を成し遂げた両国においても、この問題は当然、デモクラシーを論じる上で避けることのできない問題となった。

<sup>20</sup> 同上、141頁。

<sup>21</sup> 千葉眞『デモクラシー』岩波書店、2000年、8頁。

<sup>22</sup> 同上、9頁。

<sup>23</sup> 同上、11頁。

<sup>24</sup> 田口、西尾訳『民主主義と社会主義』、16頁。

<sup>25</sup> 山本訳『政治学』、141頁。

「フランスでは1789年の革命の勃発のさい、農民や貧しい都市住民の利害と富んだブルジョワ層の利害が同一ではないことは、ただちに明らかとなった。したがって、フランスでは、1789年来、富裕なブルジョワ層の政治的宣伝や政治的目的と完全に異なった一つの政治的運動が発展した。同様に、1765年来、アメリカでは、イギリス政府にたいする政治的闘争の形態と方法が、農民や貧しい都市住民と、富んだ商人や地主の場合では異なっていることが立証された」<sup>26</sup>。

言うまでもなく、両国の市民革命においては、農民・都市住民とブルジョワ、商人、地主とは協力してアンシャン・レジームの打倒あるいはイギリスからの独立を成し遂げた。しかし、政治的革命を成し遂げた後には、経済的対立が直ちに表面化することになる。アテナイにおけるのと同様、政治的平等と経済的不平等とが併存する状態が明らかとなったのである。

重要なことは、両国の民主主義者は、貧しい人々が多数であるがゆえに、貧しい人々による支配を要求したのではないということである。多数決というものは形式的なものにすぎない（だから、例外状態規定における議会の承認の必要という一文は本質的意味を持つものではない）<sup>27</sup>。繰り返すが、デモクラシーの本来の意味は、貧窮者・貧困者による支配のことであり、彼らが実際に多数であったということは結果論であり本質的なものではない。普通選挙自体は民主主義の本質ではない。

「ロベスピエールの党は、1793年のそのフランス憲法を、普通選挙権の原則のうえにうちたてていた。しかし、この憲法は、戦争の終結後はじめて発効することとされており、内外の武装闘争の期間は選挙がおこなわれないことになっていた。同様にジェファソンもまた根本的に普通選挙に賛成していたが、しかしかれは、たとえばアメリカの個々の州が無産の職人に選挙権を与えなかったからといって怒らなかった」<sup>28</sup>。

つまり、民主主義であるか否かは、制度化された意思決定機構（議会制、多数決制、普通選挙制度）の有無によっては左右されないということだ。ロベスピエールやジェファソンにとって、「民主政治の基礎は、統計的構成物ではなく、人民大衆の信頼でき開明的な部分の活発な協力」<sup>29</sup>だった。

これらのことは、デモクラシーを論じる上で非常に重要な教訓をもたらす。現代民主主義体制は、貧富を問わず、一定年齢に達した全国民の参加による（間接民主主義か直接民主主義かは本質的問題ではない）ものであるということが出来る。この時点で、現代民主主義は、古代アテナイはもちろんのこと、ロベスピエールやジェファソンの民主主義とも大きく異なるものとなっているのである。

筆者は別の論文<sup>30</sup>でも引用したが、千葉眞は、近代西欧型民主主義の3つの特徴として、ナショナル・デモクラシー、立憲主義的民主主義、「近代西欧型民主主義を駆動したイデオロギーは、実はデモクラシーだけではなく、むしろ主力は自由主義」を挙げている<sup>31</sup>。特に重要と言えるのは、第二、第三つまり立憲主義的民主主義と自由主義の影響であるが、少なくともジェファソンやロベスピエールにとっては、立憲主義的手続きも合法性もあまり意味はなかったと言えるのである。

### 3. 例外状態と近代民主主義

ここに来てようやく、デモクラシーと例外状態についての論を進めることができる。結論から言うと、ロベスピエール・ジェファソンのデモクラシーであれ、近現代の自由民主主義であれ、近代民主主義においては例外状態は例外ではなく日常となったということであり、それ以外にはありえなかったということである。

既に述べたように、ロベスピエールやジェファソンにとって、デモクラシーとは「人民大衆の信頼でき

<sup>26</sup> 田口、西尾訳『民主主義と社会主義』、15頁。

<sup>27</sup> もちろん、「議会での承認」の規定がいついかなる時も無意味であるということではない。イギリス議会による、古くは阿片戦争での僅差での戦争可決、アロー戦争当初の戦争否決、現代ではシリア介入の拒否という事例はいくら強調してもしすぎることはないであろう。

<sup>28</sup> 田口、西尾訳『民主主義と社会主義』、17頁。

<sup>29</sup> 同上。

それゆえに、旧ソ連・東欧において、政府系候補が99.9%の信任票を得ていたということや、ヒトラーがどれだけの支持を得ていたかというようなことは、デモクラシーを論じるに当たっては、少なくとも古典的あるいはロベスピエール・ジェファソンの意味においては本質的意味を持たない。

<sup>30</sup> 注2のもの。

<sup>31</sup> 千葉前掲、25～26頁。

開明的な部分の活発な協力」を基礎にするものである。しかし、「人民大衆の開明的な部分」とは何なのか。まさに、この問題こそ、例外状態を日常としてしまう要因なのである。言うまでもなく、ロベスピエールを中心とする山岳党による恐怖政治は、全く自由主義的なものではなく、まさに恐怖（テロル）による政治である。アガンベン、ヒトラーによる緊急令の事例から、次のように論じる。

「現代の全体主義は、例外状態をつうじて、政治的反対派のみならず、なんらかの理由によって政治システムに統合不可能であることが明らかとなったさまざまなカテゴリーの市民全体の物理的除去をも可能にするような、合法的内戦を確立しようとしたものと定義することができる。それ以来、恒常的な緊急状態の自発的な創出が（たとえ法技術的な意味では宣言されることがなかった場合でも）、いわゆる民主主義国家をも含む現代国家の本質的な実践のひとつとなったのだ」<sup>32</sup>。

この立論は、一見、ナチスと山岳党を同一視するかのように見えるかもしれないが、そうではない。重要なことは、ナチスを生み出すようなメカニズムは近代市民革命あるいは近代民主主義の当初から存在したということである（ホロコースト以前にホロコーストに比肩するような事例がなかったのはスターリンの大粛清は別にして一単に物理的条件がなかったからにほかならない）。

歴史的に見ると、そしてロベスピエールとジェファーソンによるデモクラシー理解からみて、マクファーソンによる次のような結論に達さざるを得ない。古代以降の民主主義のヴィジョンのある共通項である。それは、「それらがすべて、階級に分割されていない社会の上に成り立っていたか、そのような社会に適合するようにつくられていたということ」であり、「それらのほとんどのものにとっては、民主主義とは単にこのような社会に適合する一つの政治的メカニズムなのではなく、一つの無階級ないし一階級の社会であったといってもいいすぎにならないくらいなのである」ということである<sup>33</sup>。

それでは、近現代の民主主義、より正確に言うと、自由民主主義は、古典的民主主義理解に比べてどのように異なるのか。

筆者は別の論文<sup>34</sup>において、自由民主主義は、国家が政治社会と市民社会とに分裂している状態における特異なものであると論じた。つまり、政治社会における無階級、市民社会における階級分裂の段階である。それゆえ、次のように整理しうる。ロベスピエール・ジェファーソンのような古典的民主主義は政治社会・市民社会双方における階級格差の不在を前提とし、自由民主主義は後者における階級格差を前提としている、と。

言うまでもなく、自由民主主義は自由主義の巨大な影響の下にある。では、この場合、「自由主義」は何を意味するか。マクファーソンは「ロックや百科全書派から今日にいたる、自由主義的な伝統であると通常一そして私が思うに正しく一考えられているものは、始めから資本主義社会の市場の自由の受容を含んでいた」ことを指摘し、その上で、「自由民主主義の自由主義的な構成要素はほとんど例外なくいつでも資本主義的諸関係、したがって階級分割社会の受容を含んでいたのであるから、そのすべてが階級分割社会を拒否していた19世紀より前の民主主義理論が、自由民主主義のカテゴリーの外におかれることは、適切であると思われる」と結論付けている<sup>35</sup>。

マクファーソンは明らかに、古典的民主主義と自由民主主義との差異を強調している。このこと自体に異議はない。しかし、実際には、古典的民主主義を近現代において導入しようとするのと自由民主主義とは、差異と同じくらい共通項も存在するのではないか？

古典的民主主義と自由民主主義との決定的相違は、マクファーソンの言葉を借りれば、「階級分割社会」を受容するか否かということになる。前者は拒否し、後者は受容する。

しかし、現実問題として、主観的認識はともかく、実際には、フランス革命期であれアメリカ独立革命後であれ、革命勢力内部において階級格差が存在したことは否定すべくもない。そして、このように、事実として階級分化が発生していたということこそが例外状態の背後に存在するのではないか？

例外状態は常に人権問題との関係で論じられざるを得ない。例外状態が憲法の一時的停止であるとするな

<sup>32</sup> Aganben, *op. cit.*, p. 11. 例外状態, 9～10頁。

<sup>33</sup> Macpherson, *The Life and Times of Liberal Democracy*, p. 10. 田口訳『自由民主主義は生き残れるか』, 17頁。

<sup>34</sup> 注2のもの。

<sup>35</sup> Macpherson, *The Life and Times of Liberal Democracy*, p. 20. 田口訳『自由民主主義は生き残れるか』, 34頁。

らば、それは同時に人権の一時的停止である。広範な人権規定を持ったモンタニユール憲法は、結局最後まで施行されることはなかった。これを山岳党員の欺瞞性に帰するのはたやすい。しかし、根本的には、彼らが、アンシャン・レジームの身分制を打倒したのちに、新たな階級社会が発生したことを認識できなかった点にある。山岳党の失敗は、「古代の民主主義的共同体と近代の政治的国家とを同じものと錯覚し、近代市民社会の上に古代の民主主義的共同体と同じものを力づくで実現しようとしたところにあった」<sup>36</sup>ということである。アガンベンが現代の全体主義を「例外状態をつうじて、政治的反対派のみならず、なんらかの理由によって政治システムに統合不可能であることが明らかとなったさまざまなカテゴリーの市民全体の物理的除去をも可能にするような、合法的内戦を確立しようとしたもの」と定義したことは、単なる現代の例外状態定義以上の意味を持つように思える。つまり、排除される市民カテゴリーは、そもそも政治的権利をもたない古代の奴隷のような存在ではなく、政治的権利をもった市民であるということである。古代国家は「市民（奴隷所有者）たちの真の（現実的な）共同体」<sup>37</sup>であったが、近代以降の国家は、「政治的にのみ解放された市民たちによって樹立された政治的共同体にすぎなかった」<sup>38</sup>のであり、それゆえに、山岳党員たちは「市民社会を変えないでそのままにしておきながら、市民社会に根をもつ対立が止まらないといらだち、テロルによって政治的共同体を市民社会に押しつけようとして、失敗した」<sup>39</sup>ということである。

例外状態とは、こうした、政治社会における平等と市民社会における不平等との併存状態においては、常に発生条件を持っていると言える。近代国家は、政治社会における形式的な一体性・公平性と、市民社会における実質的多元性・不平等性との間の不安定な均衡の上に成立していると言える。市民社会における不平等性が政治社会においても発現するとき、例外状態が発生するのである。近代国家において都合が悪いのは、国民間に階級格差・不平等性が存在することそのものではなく、こうした不平等性が政治社会においても明らかなものとなることなのである。

日本国憲法第一条の条文からして、すでにこの問題があらわれている。第一条は、「天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定する。ここでは「天皇」は問題ではない。真に検討されるべきは、「日本国民統合」および「日本国民の総意」という言葉である。おそらくほとんどの自由民主主義憲法はこの類の規定をもつであろうが、「日本国民統合」「日本国民の総意」はフィクションであり、実態として存在するのではなく、一つの「目標」あるいは「理想」として掲げられているということ、実態としての「日本国」はこうした目標・理想とは程遠いということも同時に示しているのではないか？

#### 暫定的結論

ここで再び例外状態の理論に戻る必要がある。例外規定の典型的な例としてしばしば挙げられる、ヴァイマル憲法第48条は次のように規定されている。

「ドイツ帝国内において安全と公共の秩序が重大な程度に (erheblich) 攪乱されるか脅かされるかした場合には、ライヒ大統領は、軍隊の力を借りてでも、安全と公共の秩序の再建に必要な手段を取ることができる。この目的のために、ライヒ大統領は、憲法第114条、第115条、第117条、第118条、第123条、第153条において定められた基本的諸権利 (Grundrechte) を全面的にあるいは部分的に停止することができる」(上村、中村訳『例外状態』、32頁の訳に拠った)。

すでに触れたように、この規定をヒトラーが利用したことはあまりに有名であるが、重要なことは、ヒトラー政権成立後にこの規定が初めて発動されたのではなく、ナチスの政権獲得以前に、日常的にこの規定は発動されていたということである。

「ヴァイマル共和国の歴代内閣は、ブリューニング内閣に始まって、第48条を—1925年から29年にかけて相対的休止期間があったものの—継続的に活用し、250回以上も例外状態を宣言し緊急政令を發布してきた。彼らは、とりわけ、何千人もの共産党活動家を投獄し、極刑の判決をくだす資格をあたえられた特別法

<sup>36</sup> 山口圭介『ナショナリズムと現代』九州大学出版会、1987年、14頁。

<sup>37</sup> 同上。

<sup>38</sup> 同上、15頁。

<sup>39</sup> 同上、16頁。

廷を設立するために、それを利用してきたのだった」<sup>40</sup>。

ヴァイマル憲法の例外規定は、明らかに政治的意図を持って発動されたのであり、かつ、この規定そのものも、何の脈絡もなく憲法に書かれたわけではなく、「第一次世界大戦の終結に続く無秩序と暴動という状況下で、新憲法の可否を決する必要があった国民議会の議員たちは、フーゴー・プロイス〔1860 - 1925〕を筆頭とする法学者たちの補佐を得て、ライヒ大統領に極端なまでに広範な例外的権限を授ける条文を新憲法に組み込んだ」<sup>41</sup>という経緯があったのである。その当時において最も民主的とよばれたヴァイマル憲法は、その成立過程において、共産主義革命への強い恐怖の下に審議されたということを認識しておく必要がある。

このことから見て、さまざまな例外規定の背後にあるのは、第一次世界大戦後のドイツほどの極端な事例までは行かなくとも、国内の戦争状態（そのレベルはまちまちであろうが）への対抗であると言うことができよう。しかも、自由民主主義体制は、階級分化を前提とするがゆえに、例外状態規定は、自由民主主義体制の例外というより、むしろこの規定の存在自体が自由民主主義体制さらに正確に言えば「ブルジョア民主主義」の性質を言い当てているのである。

既に述べたが、理論的には、古典的民主主義と自由民主主義とは決定的に異なっている。にもかかわらず、古典的民主主義の指導者と言えるロベスピエールやジェファーソンの時代においてもすでに「人民」内部の階級分化は存在した。それゆえに、ロベスピエールは憲法停止という挙に出だし、またフロンティア消滅以前<sup>42</sup>のアメリカでも、南北戦争でリンカーンは1862年9月22日には「自らの権威のみにもとづいて奴隷解放を宣言」し、「その二日後にはアメリカ合州国全土に例外状態を拡大し、『各州にいるあらゆる反逆者、叛徒、その共犯者と支持者、そして志願兵募集を思いとどまらせたり、兵役を拒否したり、叛徒たちに助けをあたえることになるような不忠誠な行為をそれと知りつつおこなういかなる者をも』逮捕し軍事法廷での裁判にかけることを許可した」<sup>43</sup>のである。

いまや問題は明白である。理論的には、古典的デモクラシーと自由民主主義とは決定的に異なるが、仮に前者を採用するとしても、現実には事実においても階級分化が存在し、その矛盾が例外状態として発生する。階級分化が前提とされる自由民主主義においては言うまでもない。事実として階級分化が存在する社会においては、その分化を放置したままですべての国民を政治過程に導入すること（自由民主主義）と、擬制された「人民大衆の信頼でき開明的な部分の活発な協力」による古典的民主政治を行うこととは、おそらく同じくらい危険なことであり、それは議会の機能不全と行政府や官僚制の権力拡大、例外状態の恒常化をもたらす。古典的デモクラシーの文脈においては、議会は本質的なものではない。他方自由民主主義においては、階級分化の結果、議会が形骸化する。にもかかわらず、現代では、何らかの代表システムは必須である。こうした中で、例外状態の恒常化を防止することは、代表システムをいかに実質的なものとするかという問いとイコールのものとなろう。この問題については稿を改めて詳細に論じたい。

<sup>40</sup> Aganben, *op. cit.*, p. 25. 上村, 中村訳前掲, 32 ~ 33 頁。

<sup>41</sup> *ibid.*, p. 24. 同上, 31 ~ 32 頁。

<sup>42</sup> フロンティアの有無は、無視されるべきではないが過大評価もされるべきではない。筆者は別の論文で、ジョン・ロックが租税の課税において、財産所有者間の対立が最もあらわれると考えていたこと、そして、租税なしには統治があり得ない以上、少数の財産家が多数の財産家に従う必要があるということになると論じた（「近代における『個人』あるいは『個人主義』の思想的意味について」中野勝郎編著『市民社会と立憲主義』法政大学出版局, 2012年, 142 ~ 143 頁）。十分に土地があり、全ての人々が財産家となることができれば対立が発生しないということはない。財産家間でも対立は発生する。それがピークに達したのが南北戦争であり、北部工業資本と南部農業資本との対立という「財産家間の対立」は内戦をもたらした。リンカーンは例外状態の発動を以て対処したのである。

<sup>43</sup> Aganben, *op. cit.*, p. 31. 上村, 中村訳前掲, 44 ~ 45 頁。